

# 総括調査票

調査事案名	(14) 生活困窮者自立相談支援事業等			調査対象 予算額	令和3年度：69,924百万円の内数 (参考 令和5年度：77,661百万円の内数)			令和3年度予算額の内訳 ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 38,328百万円 ・生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 29,790百万円 ・重層的支援体制整備事業交付金 1,806百万円
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	生活保護等対策費	調査主体	共同	
組織	厚生労働本省			目	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 ほか	取りまとめ財務局	(四国財務局)	

## ①調査事案の概要

## ②調査の視点

生活困窮者自立支援制度は、生活保護制度に至る前の段階での自立を支援する制度として平成27年に創設され、各都道府県及び福祉事務所設置市町村（以下「自治体」という。）が包括的な相談支援に加え、本人の状況に応じた各種支援を提供しており、生活保護制度と併せて、生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネットを構成している。

今般、「生活困窮者自立支援法」において、全ての自治体に実施が義務付けられている（いわゆる必須事業）生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）並びに必要なに応じて自治体の実施を判断する（いわゆる任意事業）就労準備支援事業及び家計改善支援事業（※）について、支援体制の整備状況等の調査を行う。

※ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施については、現在、自治体の努力義務となっているが、厚生労働省の審議会において、「必須事業化する方向で検討を進めていく必要がある」との提言がなされている。

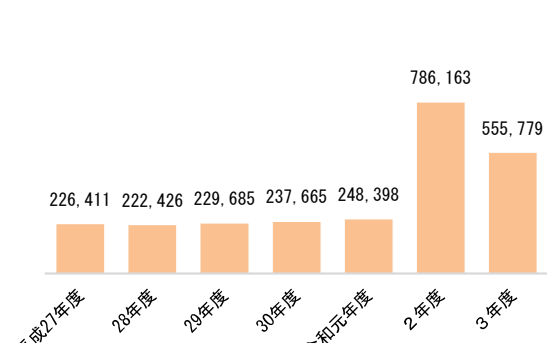
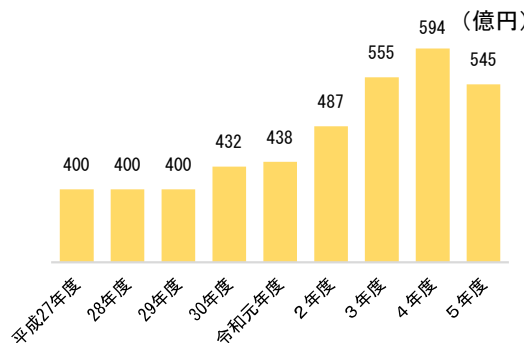
「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）（令和4年12月20日社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会）」

【参考1】自立相談支援事業等の概要

【参考2】生活困窮者自立支援制度関係予算の推移

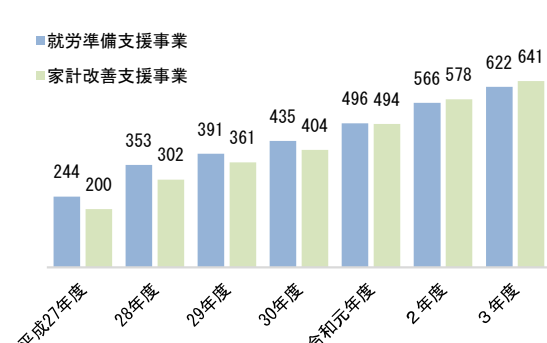
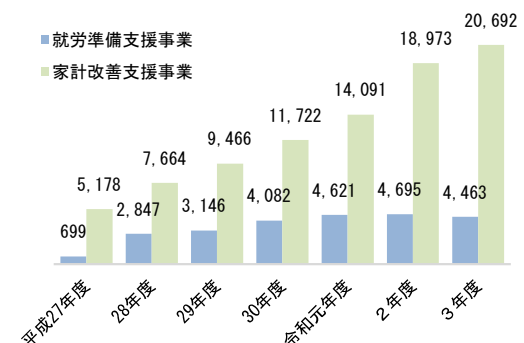
【参考3】自立相談支援事業の新規相談受付件数の推移

事業名	内容
自立相談支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る事業。 【補助率：3/4（必須事業）】
就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業。 【補助率：2/3（任意事業（努力義務））】
家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う事業。 【補助率：1/2、2/3（任意事業（努力義務））】



【参考4】任意事業の利用件数推移

【参考5】任意事業の実施団体数の推移



1. 各事業の支援体制の整備状況について

相談支援員の配置が必要に対し過大なものとなっていないか。

2. 補助基準額の設定について

補助金等の執行に当たり、厚生労働省が定める基準額は実態に即したものとなっているか。

また、効率的な予算執行に資する基準額設定となっているか。

【調査対象年度】  
令和3年度

【調査対象先数】  
厚生労働省：1先  
地方公共団体：906先

# 総 括 調 査 票

調査事業名 (14) 生活困窮者自立相談支援事業等

## ③調査結果及びその分析

### 1. 各事業の支援体制の整備状況について

各自治体における支援体制を比較するため、各事業の相談支援員1人当たりの相談受付件数等（以下「受付件数」という。）を人口規模別に算出した【図1】。

本来、受付件数は、自治体の人口規模にかかわらず同程度となることが望ましいと考えられる。

#### 【自立相談支援事業（必須事業）】

人口規模の増加に伴い、受付件数が増加する傾向が見られた。

#### 【就労準備支援事業と家計改善支援事業（任意事業）】

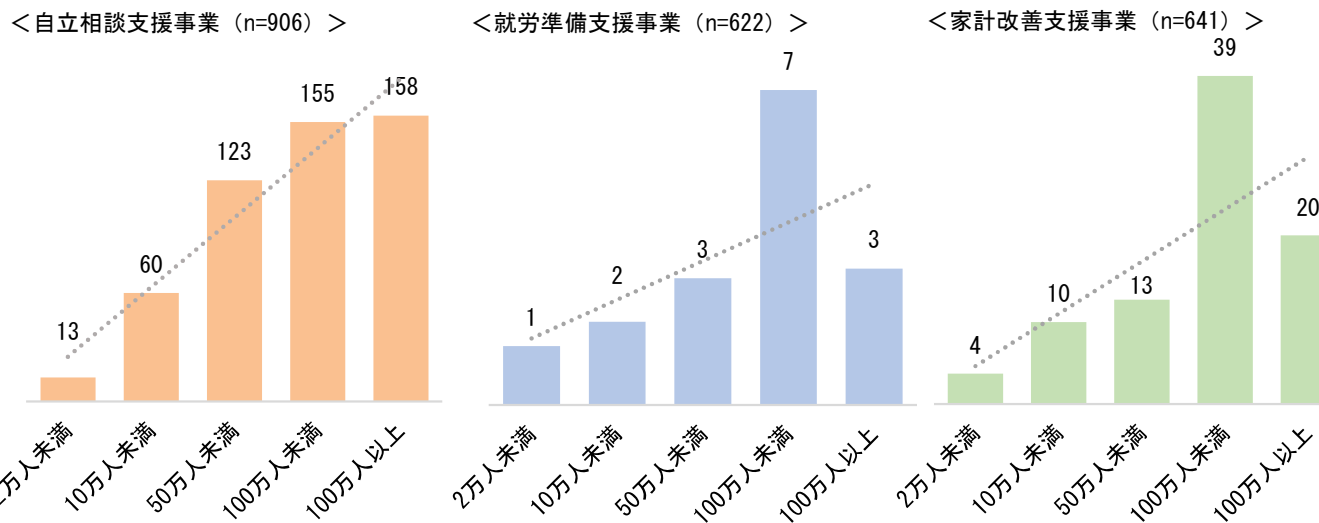
人口規模の増加に伴い、受付件数が増加する傾向が見られたが、自立相談支援事業に比べるとバラツキの程度は小さいものとなっていた。

必須事業では、特に小規模自治体において、相談需要に比して過大な人員配置になりやすい傾向が見られる一方、任意事業では、地域の需要に応じた人員配置が行いやすいものと考えられる。

人員配置の考え方について、自治体に対し聞き取りを行ったところ、配置すべき相談支援員の人数に基準を設けていないと回答した自治体が3割程度あった。また、基準を設けていないと回答した自治体のうち約3割が相談実績や需要の動向を考慮した人員配置を行っていないと回答している【表1】。自治体からは、「厚生労働省は相談実績等に基づく標準的な人員配置基準を示すべき。」との意見も出されている。

厚生労働省は、相談実績に応じた人員配置基準の設定や、複数の自治体による共同実施の推奨などにより、地域の相談需要に応じた適切な人員配置の実現を目指すべき。

【図1】人口規模別の相談支援員1人当たりの相談受付件数等



(出所) 厚生労働省保有データを基に作成  
(注) 破線は回帰分析した結果を表したもの

【表1】相談支援員を委託して配置する際の基準の有無

	基準あり	基準なし	うち実績等の考慮	
			あり	なし
自立相談支援事業 (n=656)	74%	26%	73%	25%
就労準備支援事業 (n=624)	66%	34%	67%	31%
家計改善支援事業 (n=624)	69%	31%	71%	29%

(注) 社会福祉協議会等に委託して行う場合

【参考6】各事業における相談支援員の配置基準

事業名	内容
自立相談支援事業	支援員は、主に相談支援業務のマネジメントや地域の社会資源の開発等を行う「主任相談支援員」、相談支援全般にあたる「相談支援員」、就労支援に関するノウハウを有する「就労支援員」の3職種を配置することを基本としている。
就労準備支援事業	自治体あるいは委託先の事業者は、1名以上の就労準備支援担当者を置くこととする（常勤・専従である必要はない）。また、常勤の責任者を置く必要がある（常駐・専従である必要はない）。
家計改善支援事業	(規定なし)

(出所) 厚生労働省「自立相談支援事業の手引き」、「就労準備支援事業の手引き」

# 総 括 調 査 票

調査事業名 (14) 生活困窮者自立相談支援事業等

## ③調査結果及びその分析

### 2. 補助基準額の設定について

自立相談支援事業等の国庫補助は、人口規模に応じた基本基準額をベースに、事業の実施状況や地域の特性を考慮した加算がなされている【図2】。

自立相談支援事業の人口10万人当たりの事業費と受付件数を算出すると、事業費は人口規模の増加に伴って減少する一方、受付件数は人口規模の増加に伴い増加しており、特に小規模自治体において相談需要に見合わない事業運営となっている可能性がある【図3】。また、相談実績が全くない自治体に対しても補助金等が支出されているケースがあった【表2】。

現行の人口を基本とする補助体系では、各地域の相談需要に応じた対応が困難であるため、実績に応じた標準的な基準額の設定を行うなどの見直しが必要ではないか。その際、小規模自治体については、広域実施も含めた基準額を示すことで、地域の実情に応じた柔軟な人員配置を行うことも可能になるのではないか。

また、各加算項目については、受付件数の増加など事業の実施状況（アウトプット）によるものとなっているが、生活困窮者自立支援制度の趣旨に鑑みれば、例えば、支援を通じた増収者数や就労者数など事業の成果（アウトカム）を評価する仕組みとすべきではないか。

なお、本事業の評価の在り方については、総務省行政評価局からも指摘を受けており、効果的な補助金等の活用の観点から、早急に対応すべきではないか【参考7】。

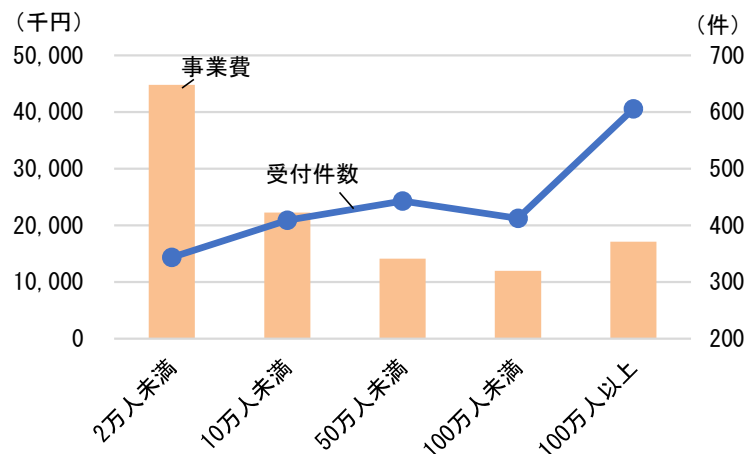
【図2】自立相談支援事業における現行の補助体系

基準額（人口規模別）	加算（基準額の20～60%）
（基準額）※37段階 300万人以上：2億5千万円 100万人～110万人：1億1千万円 10万人～15万人：1850万円 等	（加算事由） ①生活保護率が高い ②支援実績が高い ③過疎地域

【表2】相談実績がない自治体に対して補助金等を交付している例  
＜自立相談支援事業＞

A町（2万人未満）	3,750千円
＜就労準備支援事業＞	
B市（10万人未満）	4,000千円
C市（10万人未満）	4,033千円
＜家計改善支援事業＞	
D市（10万人未満）	2,406千円
E市（50万人未満）	2,397千円

【図3】自立相談支援事業における人口規模別の人口10万人当たりの事業費と受付件数（n=566）



（注）委託のみによる実施分のみを抽出  
（出所）厚生労働省保有データを基に作成

## ④今後の改善点・検討の方向性

- 補助金等の配分に当たっては、人口規模を基本とした基準を改め、実績に応じた配分に重点を置くべき。その際、事業を通じた増収者数や就労者数といったアウトカム指標の活用も検討すべき。
- 特に小規模自治体における実施に当たっては、複数の自治体による共同実施や都道府県を中心とした広域実施を基本として推進していくべき。
- また、今後、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の必須化を検討するに当たっては、需要の動向に応じた多様な運営体制を可能とすることにより、自治体に対し不要な負担を強いることのないようにすべき。

【参考7】「生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視結果報告書」（令和4年4月総務省行政評価局）（抄）

### 【所見】

したがって、厚生労働省は、福祉事務所設置自治体が自らの事業を適切に評価し、その結果を踏まえて必要な運用の見直しにつなげられるよう、評価の方法を実例とともに具体的に提示する必要がある。

また、生活困窮者自立支援制度全体の効果について、制度の趣旨・目的に照らし、生活保護制度などとの関連も考慮した分析及び評価を行い、その結果を福祉事務所設置自治体での評価にも役立つようフィードバックする必要がある。